

○投票用紙等の再交付に関する細則

(目的)

第1条 総代・推薦委員選挙規約15条第4項に基づく投票用紙および選挙公報（以下「投票用紙等」という）の再交付の方法に関してはこの細則の定めるところによる。

(再交付申請)

第2条 選挙管理委員会（以下「委員会」という）が予め定めた期日までに投票用紙等が到着しない場合、選挙権を有する組合員は、再交付申請書（様式第1号）および誓約書（様式第2号）を委員会に提出することにより、投票用紙等の再交付申請を行うことができるものとする。

(再交付の実施)

第3条 再交付申請が行われた場合、委員会は協議の上、速やかに再交付が行われ、申請者に送達されるよう努めなければならない。ただし、再交付申請が投票用紙に係るものである場合、委員会は事務局に申請者からの事情聴取および郵便事業者への照会等不着の事実確認のための調査を行わせ、その結果に基づき不着の事実について一応の推定ができると判断した場合でなければ、再交付を行ってはならないものとする。

(再交付を受けられる者の特例)

第4条 地震等の大規模災害の発生時において委員会が相当と判断したときは、投票用紙等が不着の場合の他、一度投票用紙等を受領した後に滅失した者であっても再交付申請を行い、再交付を受けることができる。この場合前条但し書きの「不着」は、「滅失」と読み替える。

(投票用紙の返還)

第5条 投票用紙の再交付を受けた者が、不着が事実誤認であった等何らかの理由により投票用紙を複数枚交付された状態になった場合、当該者は直ちにその事実を委員会に届出るとともに、投票用紙を委員会に返還しなければならない。

(選挙公報の再交付の特例)

第6条 前条までの規定に関わらず、選挙公報のみを対象とする再交付申請は、選挙事務に支障がないと委員会が認めた場合、書面での手続を省略するとともに、事由を問わず再交付を行うことができる。

附 則

この細則は、2014年9月26日から施行する。

2019年1月10日改正施行。

2021年1月21日改正施行。

2022年1月6日改正施行。

投票用紙等再交付申請書

※太枠内を全て記入すること

記 入 日	2 0 2 6 年 月 日		
組 合 員 氏 名 ※自署すること		都道府県	
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		
再交付対象 ※いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 投票用紙と選挙公報 <input type="checkbox"/> 投票用紙 <input type="checkbox"/> 選挙公報		

上記のとおり投票用紙等の再交付を申請します。

全国運転代行共済協同組合選挙管理委員会 御中

誓約書

私は、全国運転代行共済協同組合の総代選挙において投票用紙等の再交付を申請するにあたり、投票用紙等が不着である等総代・推薦委員選挙規約および投票用紙等の再交付に関する細則に定められた要件を満たしていること、および万が一再交付により投票用紙を複数枚有することとなった場合には直ちに選挙管理委員会に届出るとともに速やかに返還し、決して二重投票を行わないことを誓います。

万が一、不正に投票用紙の再交付を受け、あるいは二重投票を行ったことが明らかになった際には、その事実が公表され、制裁を受けることにつき了承いたします。

※太枠内を全て記入すること

記 入 日	2026年 月 日		
氏 名 ※自署すること		都道府県	
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		